

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	105.8%
全職員	93.8%

※任期の定めのない常勤職員以外の職員は、任期付職員、臨時的任用職員、再任用職員、会計年度任用職員含む。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職（局部長級）	97.5%
本庁課長相当職（課長級）	98.3%
本庁課長補佐相当職（課長代理級）	91.1%
本庁係長相当職（係長級）	96.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	102.6%
31～35年	110.0%
26～30年	102.5%
21～25年	101.1%
16～20年	85.2%
11～15年	87.1%
6～10年	89.6%
1～5年	93.7%

【説明欄】

- ①当局に在籍する他自治体の職員は算出の対象に含まない。
- ②短時間勤務の職員及びパートタイムの職員について、年間総勤務時間数を、常勤職員の1年当たりの総勤務時間数で除すことにより職員数を算出している。
- ③超過勤務手当について、1人当たりの超過勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は91.6%である。
- ④扶養手当及び住居手当について、受給者に占める男性の割合は扶養手当が96.0%、住居手当が83.1%である。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
管理的地位にある職員	30.0%	27.8%	22.2%

【説明欄】

- ・事務職員のうち、課長級以上の職員の割合
- ・特別職は除く。
- ・各年度 10 月 1 日時点。
- ・令和５年度は、再任用職員（事務）１名を含む。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
本庁部局長・次長相当職（局部長級）	25.0%	25.0%	25.0%
本庁課長相当職（課長級）	31.3%	28.6%	21.4%
本庁課長補佐相当職（課長代理級）	12.5%	23.5%	26.3%
本庁係長相当職（係長級）	34.3%	34.8%	35.7%

【説明欄】

- ・計上対象は事務職員のみ。
- ・各年度 10 月 1 日時点。
- ・特別職除く。
- ・令和６年度及び令和７年度の課長代理級には、再任用職員（事務）１名を含む。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	63.6%	57.1%	100%
女性	100.0%	100.0%	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	0%	0%	0%
女性	0%	0%	0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	8.3%	0%	0%	0%
1週間以上2週間未満	0%	0%	0%	0%
2週間以上1月以下	58.4%	0%	0%	0%
1月超3月以下	8.3%	0%	0%	0%
3月超6月以下	25.0%	0%	0%	0%
6月超9月以下	0%	0%	0%	0%
9月超12月以下	0%	50%	0%	0%
12月超24月以下	0%	50%	0%	0%
24月超	0%	0%	—	—

【説明欄】

各年度中に新たに取得対象となった職員が対象。

・「1. 男女別の育児休業取得率」の計算方法

分子：当該年度に新たに取得した職員数（当該年度以前に取得対象となった職員を含む）

分母：当該年度に取得可能となった職員数

・「2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況」の計算方法

分子：育児休業等を当該年度に新たに取得した職員のうち、当該区分取得者数

※育児参加休暇5日連続取得者のうち、育児休業に引き続いていない者は取得者としてカウントしている。

分母：育児休業等を当該年度に新たに取得した職員（12名）

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
時間外勤務平均	7.5 時間／月	6.5 時間／月	7.3 時間／月

【説明欄】

VI 採用した職員に占める女性職員の割合

任期の定めのない常勤職員及び任期の定めのない常勤職員以外の職員にかかる
女性職員の割合

職員区分	令和7年度
任期の定めのない常勤職員	0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	10.42%

※任期の定めのない常勤職員以外の職員は、任期付職員、臨時的任用職員、再任用職員を指す。

【説明欄】

- ・令和7年度において、当局では任期の定めのない常勤職員の採用実績はありません。

VII 職員の年次休暇の取得日数の状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
日数	19 日／年	19 日／年	19 日／年

【説明欄】

- ・ 小数点以下切り捨て（端数処理）
- ・ 退職者、他所属（市長部局等）へ異動した職員、他自治体への派遣職員等は除く。